

・ 産業イノベーション促進地域について

製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進します。

・ 対象区域

沖縄県内全域

・ 特例措置の内容

● 投資税額控除

(機械装置等15%、建物等8%、構築物8%)

● 特別償却

(機械装置等34%、建物等20%、構築物20%)

● 事業税、不動産取得税、固定資産税の減免

● 事業所税の軽減 (那覇市のみ)

● 中小企業信用保険法の特例

● 中小企業投資育成株式会社の特例

※投資税額控除と特別償却は選択制です。

※各措置には、それぞれ別途適用要件があります。

スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。

